

MR F（マネー・リザーブ・ファンド）累積投資約款の改正のお知らせ

当組合においては、MR F（マネー・リザーブ・ファンド）累積投資約款の改正を令和5年10月1日(日)に予定しています。

改正内容の詳細につきましては、以下の新旧対照表をご参照ください。

MR F（マネー・リザーブ・ファンド）累積投資約款

| 条項 | 改正後 | 改正前 |
|-----|--|--|
| 第1条 | <p>第1条（趣旨）</p> <p>この約款は、投資信託（投資信託総合取引規定第1条に定める「投資信託」をいいます。）に関する取引のうち、お客様が別途締結される当組合を代理金融機関とする三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「投資一任業者」といいます。）の投資一任契約（以下「投資一任契約」といいます。）にかかる運用（以下「当該運用」といいます。）で使用される<u>三菱UFJアセットマネジメント</u>株式会社の「国際のMR F（マネー・リザーブ・ファンド）」受益権（以下「MR F」といいます。）に関するお客様と当組合との間の累積投資に関する取決めです。当組合は、この約款に従ってMR Fの累積投資契約（以下「本契約」といいます。）をお客様と締結します。</p> <p>2 この約款に別段の定めがないときは、MR Fの目論見書、「投資信託総合取引規定」および同規定第2条各号に定める約款・規定の定めによるものとします。</p> | <p>第1条（趣旨）</p> <p>この約款は、投資信託（投資信託総合取引規定第1条に定める「投資信託」をいいます。）に関する取引のうち、お客様が別途締結される当組合を代理金融機関とする三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「投資一任業者」といいます。）の投資一任契約（以下「投資一任契約」といいます。）にかかる運用（以下「当該運用」といいます。）で使用される<u>三菱UFJ国際投信</u>株式会社の「国際のMR F（マネー・リザーブ・ファンド）」受益権（以下「MR F」といいます。）に関するお客様と当組合との間の累積投資に関する取決めです。当組合は、この約款に従ってMR Fの累積投資契約（以下「本契約」といいます。）をお客様と締結します。</p> <p>2 この約款に別段の定めがないときは、MR Fの目論見書、「投資信託総合取引規定」および同規定第2条各号に定める約款・規定の定めによるものとします。</p> |

以上

あいち尾東農業協同組合